

## はじめに

消防機関の行う救急業務は、昭和 38 年に法制化されて以来、我が国の社会経済活動の進展に伴って年々その体制が整備され、国民の生命・身体を守る上で不可欠な業務として定着している。平成 23 年中の消防防災ヘリコプターによる件数も含めた救急出動件数は 571 万 1,102 件(24 万 3,482 件増)、救急搬送人員は 518 万 5,313 人(20 万 2,801 人増)と昨年より増加しており、過去最多となった。また、平成 23 年の救急自動車の現場到着平均時間 8.2 分、病院等収容所要時間 38.1 分で共に延伸傾向であり、この状況が更に続いた場合、救命率の低下等が懸念されるところである。

このような状況の中、消防庁では、より質の高い救急業務を実施するため、救急業務のあり方検討会の開催を行っているほか、平成 23 年度には緊急救度判定体系のあり方検討会を開催し、限られた救急医療資源を有効活用して緊急性が高い傷病者を優先して搬送することによる救命率の向上を図る等の検討が行われた。なお、平成 24 年度には、公募にて決定した 3 地域で、実証検証（緊急救度判定プロトコルの試行とその検証）が行なわれているところである。

また、救急搬送については、より迅速かつ効果的な救急業務を行う目的とし、傷病者の状況に応じて、より適切で円滑な救急搬送及び受入体制の構築を図るため、消防法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 34 号）が、平成 21 年 10 月 30 日から施行された。この消防法改正により、都道府県は、メディカルコントロール協議会等を活用し消防機関や医療機関等で構成する協議会を設置するとともに、傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準（以下、「実施基準」という。）を、地域の実情に応じて策定しており、消防庁では、平成 23 年度に実施基準のフォローアップを目的とし、全国都道府県に対して実態調査を行ったほか、地域ごとの勉強会を開催したところであり、引き続き必要な調査や情報提供等の支援を行うこととしている。

救急業務を支える救急救命士については、平成 3 年以降、処置範囲の拡大が図られており、平成 15 年の心肺機能停止傷病者に対する包括的指示下での除細動をはじめ、気管挿管、薬剤（アドレナリン）投与、心肺機能停止前の傷病者に対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤の使用が認められた。さらに、平成 23 年 8 月にはビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が認められ、気管挿管による気道確保時の安全性、確実性等がより高まったところである。また、現在、血糖測定・ブドウ糖溶液投与、ぜんそく患者に対する吸入薬投与、心肺機能停止前の静脈路確保・輸液投与といった更なる処置範囲拡大についての検討及び実証研究が進められている。

平成 16 年には、非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたところであるが、現場に居合わせた人（バイスタンダー）が応急手当を行うことが救命率の向上に大きく寄与することから、消防庁においては、住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進しており、消防機関による平成 23 年の応急手当講習の受講者は約 142 万人となっている。平成 23 年 8 月からは、

より講習を受けやすい環境整備として、普通救命講習Ⅲ、e-ラーニングによる代替受講、分割講習、救命入門コースが新設されているところである。

消防機関の行う救助業務は、昭和 61 年 4 月の消防法改正に伴い、救助隊が法的に位置づけられ、時代の変遷とともに火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害にまで及ぶものとなっている。

特に平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震、平成 17 年 4 月に発生した JR 西日本福知山線列車事故等の大規模な災害事象が発生している状況を踏まえ、全国的な救助体制強化の必要性が高まり、平成 18 年 4 月「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）」を改正し、新たに高度救助隊及び特別高度救助隊を創設した。

これらの隊は、従来の救助器具に加え高度な救助器具を装備するとともに、専門的かつ高度な救助技術に関する知識・技術を兼ね備えた隊員で構成され、大規模地震災害や都市型災害の発生に備えている。

また、高度救助隊員及び特別高度救助隊員の教育については、平成 18 年度から消防大学校のカリキュラムに取り入れ、平成 19 年 11 月には「専門的かつ高度な教育を受けた隊員」となるための、消防学校等における教育訓練について定めた。さらに、消防庁では、平成 23 年度補正予算等により、生物剤検知器、検知型遠隔探査装置、バッテリー式救助用破壊器具、ドライスーツ、大型除染システム、防毒マスク、特殊災害対応自動車、大型除染システム車、特殊災害工作車、大規模震災用高度救助車、重機及び重機搬送車を整備し、全国の主要な消防本部に配備し、テロ災害や大規模地震など国内で発生する様々な大規模特殊災害等への対応を進めている。

国際消防救助隊については、昭和 61 年 4 月の発足から平成 23 年 2 月のニュージーランド南島地震災害の派遣まで、計 18 回の海外派遣実績を有しており、その高度な知識及び技術を用いた救助活動に対しては、被災国から高い評価が寄せられている。消防庁では、現在、77 消防本部、599 人の隊員を登録し、被災国からの要請に応じ、速やかに国際消防救助隊を現地に派遣することができるよう体制の充実強化を図っている。

航空消防防災体制については、45 都道府県域に 73 機（総務省消防庁保有 3 機を含む）の消防防災ヘリコプターが配備されている。

消防防災ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用され、出動件数は増加傾向にあり、平成 23 年中の出動実績は、救急出動 3,447 件、救助出動 1,777 件、火災出動 1,228 件、その他 1,323 件で、総出動件数は 7,775 件となっている。

消防防災ヘリコプターは、山間部、離島等における救急活動等に極めて有効であることから、今後とも、計画的な整備、積極的な活用と安全かつ効果的な運航を推進していくこととしている。